

資 料

## 英国貴族院判決のなかに示される不法行為上の 注意義務の存否に関する判断基準の一つの方向性

佐 野 隆

- |                                                                                                  |                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第1 損害賠償請求の理由とされる損害が有形的損害であっても、注意義務の存否の判断の際には、注意義務を課すことが「公正で、正当で、合理的であること」の要件を考慮に入れる必要があると判示された事件 | 2 当事者（最終上訴）の主張<br>3 貴族院における争点および判決<br>4 判決の要旨     |
| 1 本件の事実関係、第一審判決の要旨および控訴院判決の要旨                                                                    | 第2 解説<br>1 本貴族院判決の理論構造<br>2 評釈<br>3 本判決が与える今後への影響 |

- 第1 損害賠償請求の理由とされる損害が有形的損害であっても、注意義務の存否の判断の際には、義務を課すことが「公正で、正当で、合理的であること」の要件を考慮に入れる必要があると判示された事件

*Marc Rich & Co. v. Bishop Rock Ltd. (The Nicholas H)*

第一審 高等法院女王座部 1992年6月16日判決（原告勝訴）

[1992] Lloyd's Rep. 481.

上訴審 控訴院民事部 1994年2月3日判決（上訴人（被告）の上訴認容）

[1994] 1 W. L. R. 1071.

最終上訴審 貴族院 1995年7月6日判決（上訴人（原告）の上訴棄却）

[1996] 1 A. C. 211.

## 1 本件の事実関係, 第一審判決の要旨および控訴院判決の要旨

### (1) 事実関係

1986年初頭, ニコラス・エイチ号は, 船荷証券に基づき, チリからイタリアに向け航行中であった。航海を続けるうちに, 船体に亀裂が生じた。船長は, 船体に亀裂が生じたことを合衆国沿岸警備隊に通知した。船体が目的の航海に適しているか否かの懸念があった。合衆国沿岸警備隊は船主を説得し, 船の損害の検査をその船の船級協会 (classification society) である日本海事協会に行うことを求めさせた。この目的のために, 同船はプエルトリコのサン＝フアン沖 3 マイルのところに停泊していた。日本海事協会のために同船を検査した検査官は, 1986年 2 月 25 日に, 同船をサン＝フアン港のドライドックで完全な修理をすべきであると勧めた。しかし, それをするには積み荷を降ろさなければならず, 費用も多くかかったであろう。船主はその考えに反対で, かわりに, 一時的な修理を指示した。3 月 1 ～ 2 日に船級協会の検査官は当初の指示を翻し, 1986年 5 月 30 日以前で, 船荷を降ろしさらに船荷を積み以前の最も早い機会に, 一時的に行われた修理がさらに検査され, 検査官が納得をすることを条件に, 同船の当初の航海のためのクラス分類を維持することを認めた。それは同船が航海可能であることを意味していた。1986年 3 月 2 日に, 同船は航海に出た。3 月 3 日に, 一時的な修理の溶接箇所にも亀裂ができたことが報告された。海上で修理を試みたものの, 同月 9 日に船は沈没した。積み荷は全損となった。積み荷の額は 600 万米ドルを越えるものであった。

荷主は, 船主, 傭船主および日本海事協会を相手取り訴訟を提起した。傭船主に対する訴訟手続は取り下げられ, 船主に対する訴訟手続は, 同船に適用されるトン制限に関連する船主の責任の範囲である, 約 50 万米ドルを原告に対して支払うことで解決された。そこで, 荷主は, 船級協会が荷主に対して負っている検査および勧告の際に船荷を損害または損失の危険にさらさないように合理的に注意を払うべき義務に違反したと主張し, 船級協会に対して差額の約 570 万米ドルの支払いを求めた。被告船級協会は, 原告が被った損害が有形的損害であること, および, 船級協会の注意の欠如が荷主の財産を損害の危険にさらすことになることを認めた。そこで, 先決事項として, 被告船級協会は損害賠償責任を生じさせる注意義務を荷主に対して負っていたか否かの判断が

求められた。

## (2) 第一審判決の要旨（Hirst 裁判官）

船級協会を相手取る荷主の請求は、いかなる契約の問題とは独立した独自の考慮事由に基づく個別の訴訟原因である。有形的損害を理由とする事件であっても、本件のように原告と被告との間に直接的な接触がない場合には、注意義務の存否の判断にとって近接性は一つの重要な判断基準である。前提とされている事実に基づけば、被告船級協会の検査官は当該船舶に対して直接的な支配権を有してはいないが、検査官の出す勧告が船主に対して決定的な影響力を持っているので、それは船舶に対する支配権に著しく似ており、したがって、原告と被告との間には十分な近接性が認められる。本件では、義務を課すことが「公正で、正当で、合理的である」という判断基準の適用を正当化する特別なパブリック・ポリシー上の考慮事由は存在しない。したがって、申し立てられている事実に基づけば、被告は損害賠償責任を生じさせうる注意義務を原告に対して負っている。

## (3) 控訴院判決の要旨（Balcombe, Mann および Saville 控訴院裁判官、全員一致）

本院では二つの点が問題となる。第一には、注意義務を課すためには法は何を要求するかという点であり、第二は、前提とされている事実の上で、原告である荷主はそれらの要件を満たしているかという問題である。第一の点で問題となるのは、過失が原告の身体または財産に対して有形的な損害を生じた場合と、損害が純粋に経済的性質のものである場合とでは、本質的な相違があるのかあるいは程度の違いにすぎないのかという点である。近年、問題とされる不注意からは有形的な損害は生じないが財政的損失を被る状況を扱った事件がいくつもある。そのような事件と身体または財産に対する損害が存在する事件との間に法は根本的な相違を生じない。被る損失の性質が何であれ、裁判所は同一の方法で問題にアプローチする。したがって、有形的損害が生じた本件においても、注意義務の存否を判断する際の基準は、被告による損害の予見可能性、原告被告間の近接性、および、義務を課すことが「公正で、正当で、合理的であること」となる。

そこで、第二の問題である、原告がこれらの要件を満たしているか否かが問題となる。損害の予見可能性については、船級協会の検査官が特別な検査をし、勧告を出す際に合理的な注意を払わなければ、少なくともその時点で実際に船に積まれている船荷は有形的損害の危険にさらされそうであることは、予

見可能であった。両当事者間の近接性に関しては、船級協会は船荷に対して監督する立場にないこと、荷主と船級協会との間に何らの取引も存在しないこと、および、船荷に注意を払うことについて荷主は船主に対して信頼していたことを理由に、荷主に対して船級協会が負う注意義務を支持するほど十分な近接性は両当事者間には存在しなかった。義務を課すことが「公正で、正当で、合理的であること」に関しては、船荷に対しては船主が主として、そして、その責任を制限する複雑な国際的な規準に基づいて、契約上の責任を負っており、したがって、実質的には船主の責任と同一でありながら責任制限を含まない不法行為上の責任を船級協会に課すことは公正でも正当でも合理的でもない。したがって、荷主の主張を認めた第一審の判断は誤ったものである。

原告は貴族院の上訴許可を得て貴族院に上訴した。

## 2 当事者（最終上訴）の主張

### (1) 上訴人（原告）の主張

船級協会は、海上の生命と財産を守るという主たる目的を達成するために、船舶の建造および維持のあらゆる面に関して最低限の基準を設け、クラス付け制度を運用しているが、それに対して非常に多数の海事関係者が信頼を置いている。

不法行為法は一般的に適用されるのであり、単に契約法を補うものではない。不法行為における救済は、契約における救済が可能でない場合に限られるものではない。ネグリジェンス上の義務は被告が任意に責任を引き受けた場合にも存在する。船荷に対する有形的損害の予見可能性は問題とはならない。ネグリジェンスという不法行為のさらなる要件、すなわち、近接性、および、注意義務を課すことが公正で、正当で、合理的であるということ、が存在することを前提にしても、それらの要件も満たされている。近接性が満たされるのは、被告日本海事協会が船荷が積まれていることを認識していたからである。さらに、船主にも同一の損害を理由に荷主に対して責任がありえるとしても、ネグリジェンスにおいて被告に責任を課すことは、不公正でもなく、正当でもなく、そして、不合理でもない。請求は、技量を要するサービスを行う際の過失により直接的に生じる予見可能な有形的損害を理由とするものなので、責任が存在すると判示されてきた既存のカテゴリーのなかにある。

不法行為責任は、いかなる契約責任からも独立している。本件で被った損害は直接的な有形的損失である。しかし、二つの場合に、不法行為責任は契約責任に左右される。一つは、第三者との被告の契約条項に原告が同意し、それに基づいて、被告が問題となる任務を引き受けるか、あるいは、被告のかかる任務の引受が契約条項に服することを被告と合意する権限を第三者に原告が与える場合である。被告は、不法行為で原告から訴えられた場合には、契約条項に依拠することができる。第二は、原告の第三者との契約条項が、被告が任務を引き受け、かつ、原告はいかなる過失の結果にも被告に責任を求めないことを意図しうる場合である。ハーグ規則のどの規定も、船級協会による注意義務違反を理由とする責任を排除するものではない。

有形的損害の事件において不法行為上の注意義務を課すためには、損害の予見可能性が、満たされなければならない要件である。予見可能性が、かかる義務を課すことを公正で、正当で、合理的にする。

経済的損失を理由とする責任を規律する法における発展は、有形的損害を理由とする請求に影響を与えるものではない。

## (2) 被上訴人（被告）の主張

船級協会は、船舶が船級協会の規則に一致していることを確認することに関与するにすぎない。船級協会は、船荷または船舶上の他のいかなる権利に対しても注意義務を負うものではない。もし、注意義務が課せられるなら、船級協会は、荷主に対する船主の契約上の責任を保証することになる。船級協会は荷主に対する任意の責任の引受をするものではない。船主が船荷に対する責任と注意義務を負っている。*Donoghue* 事件判決における意味での十分な近接性は存在しない。

被告日本海事協会は船主がその責務を遂行することを手伝っているのに、荷主は被告に対して注意義務を課そうとしている点で、本件請求は新奇なものである。被告に課すように求められているのは、実際は、船主の義務である。荷主と日本海事協会との間に注意義務が生じうるのは、申し立てられている損害が日本海事協会の過失から生じることが予見可能であり、義務を生じさせる特別な関係を作り出すほどの十分な近接性が荷主と日本海事協会との間に存在し、かつ、荷主に対する注意義務を日本海事協会に対して課すことが当該状況下で公正で、正当で、合理的である場合にすぎない。この状況の下では身体または財産に対する損害との間に根本的な相違はない。裁判所は不必要に救済手段を拡大するものではない。義務が存在していなかった場合に義務を課すには

説得力のある理由がなければならない。

日本海事協会の注意の欠如が船荷を有形的損害の危険にさらす可能性のあることは、予見可能であった。しかし、責任の任意の引受も存在しないし、関係が十分に直接的でも緊密でもないで、近接性を見出すことはできない。船舶に船荷が存在していたということは、船主に対する日本海事協会の契約上の責務に影響を与えるものではなかった。船荷に対する危険は日本海事協会によって作り出されたものではなかった。日本海事協会は、船荷に対する直接的な有形的損害を与える立場になかったし、また、船舶を監督するものでもなかった。本件における問題は明白であった。船主がその問題について知り、そして、それに対処すべきであった。船主と荷主との間の運送契約は、日本海事協会と荷主との間の直接的で密接な関係の存在を認めにくくするものである。

公正で、正当で、合理的な要件は政策上の装置である。その下で、裁判所は、新奇な事件を検討する際に、関係二当事者および事実関係に関連する他のいかなる当事者も考慮に入れることができる。

運送契約の条項は船荷の運送に関する荷主の期待を示すものである。ハーグ規則の下では、船主が船舶の堪航能力および船荷への注意に関して委任しえない義務を負っており、両当事者の権利と責任に関しては国際的な安定性がある。

船主と日本海事協会の契約の性質は、かかる契約が船舶の修繕のための契約でもなく船荷に注意を払う契約でもなく、また、日本海事協会は船舶もしくはその船荷への注意に継続的に関わっていたわけではないので、注意義務を認めにくくするものである。かかる義務は、存在するのなら、不必要で混乱を招くものとなろう。

ハーグ規則は、荷主および船主以外の当事者の注意義務の問題について言及していない。同規則は船級協会に影響を与えるものではない。

注意義務を日本海事協会に対して課することが公正で、正当で、合理的であると判示されたとしても日本海事協会は免責を主張しえない。しかし、特別検査を理由に注意義務が課されることになるのであれば、論理上、かかる義務はすべての型の検査に対して課されるべきである。かかる義務が生じさせるであろう問題は、船舶のどのような船荷に対しても、特定の海事に関心を抱くあらゆる者に対して、そして、特に衝突の場合の、関連する様々な船舶に対して、義務を負わされるということである。船級協会に対する責任保険およびその他の不必要な負担が存在することとなる。

### 3 貴族院における争点および判決

#### (1) 争点

船級協会は、検査に関連する過失から生じる有形的損害を被った荷主に対して、不法行為上の注意義務を負うのか否か。

#### (2) 判決

消極的判断（多数意見）。

貴族院は、1995年4月25、26、27日および5月1、2日の5日間審理を行った後、7月6日に判決を言い渡した。判決は5人の裁判官（Lord Keith of Kinkel, Lord Jauncey of Tullichettle, Lord Browne-Wilkinson, Lord Steyn（以上多数意見）および Lord Lloyd of Berwick（反対意見））によって下された。

### 4 判決の要旨

#### (1) Steyn 裁判官

##### 争点

荷主のために出廷した Gross 氏は、控訴院の推論に対する彼の反論を三つの部分に分けた。第一に、請求は荷主の財産に対する予見可能な有形的損害を含むので、近接性、および、注意義務を課することが公正で、正当で、合理的であること、という付加的な要件は適用されない、と彼は主張する。第二に、もしそれらの要件が適用されることを前提とすれば、それらの要件は満たされている、と彼は主張する。同氏は、本件が *Donoghue v. Stevenson* [1932] A. C. 562 事件判決において定立された原則に基づくものであるとする。第三に、そして、補足的な主張として、日本海事協会は *Henderson v. Merrett Syndicates Ltd.* [1995] 2 A. C. 145 事件判決において説明されている任意の責任の引受法理に基づいて責任がある、と彼は主張する。

##### 有形的損害の事件における要件

荷主側弁護人は、原告が所有権または占有権を有している財産に対する有形的損害の事件では、唯一の要件は合理的予見可能性の立証である、と主張した。この主張のために、彼は *Caparo Industries Plc. v. Dickman* [1990] 2 A. C. 605 事件判決のなかの Oliver 貴族院裁判官の意見（632—633 頁）に依拠した。それらの意見は、文脈のなかで観ると、原告側弁護人の主張を支持するも

のではない。それらの意見は、直接的な有形的損害の事件と間接的な経済的損失の事件との性質上の相違を強調しているにすぎない。かかる区別の重要性は明らかである。しかし、*Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office* [1970] A. C. 1004事件判決以来、予見可能性および近接性という要素と同様に、公正さ、正しさならびに合理性の考慮が、原告が被った侵害の性質がどのようなものであれ、すべての事件にとって重要であるということは確立した法である。Saville 控訴院裁判官は以下のように説明する（[1994] 1 W. L. R. 1071, 1077.）。

「原告が被る侵害の性質が何であれ、必要なことは、予見可能性を問うことによるのみならず、両当事者の関係の性質を考慮することにより、事案を検討し、あらゆる状況の下で義務を課すことが公正で、正当で、合理的であることが得心されることでもある。もちろん、……これら三つのものはお互いに共通する部分があり、実際は、同一物の各側面である。例えば、両当事者間の関係は、注意の欠如が侵害の危険を生むことが明らかで、常識と正義の問題として義務を課すべきであるようなものである場合もある。……不注意による侵害もしくは直接的に有形的損失を被るほとんどの事件では、洗練された法制度は注意義務に違反したと判示すべきであることは自明であるが、財政的侵害を被らせることはより困難な問題を提起することも十分にありうる。したがって、注意義務にとってのいわゆる三つの要件は、完全に別個な要件としてではなく、むしろ、所与の事件において義務が課せられるべきか否かというプラグマチックな問題に対する便利で役に立つアプローチとして扱われなければならない。結局は、法が特定の状況において義務を課すか否かは、その状況に左右される。」

以上は、現在の法の正しい要約であるように私には思われる。したがって、荷主のための弁護人の第一の主張を退ける。

#### *Donoghue v. Stevenson* 事件判決から導き出される注意義務

原告側弁護人は、その主張のなかで、我々を *Donoghue v. Stevenson* [1932] A. C. 562事件判決から *White v. Jones* [1995] 2 A. C. 207 事件判決に至るネグリジェンスに関わる数多くの画期的な事件へと導いた。この領域において、コモン・ローは、義務が認められているか望まれている類似の事件の検討を基礎にして、漸増的に発展している。しかし、引用された事件は何れも、本件における何らかの判決のための跳躍台として使われるための現実的な類似

性を示すものではない。本件は、本件に特有なすべての特徴に集中的かつ特定の焦点を当て、確立された法原則を適用することで、判断しうるにすぎない。確かに、それらの原則はさらに発展しうるものではあるが、適用されるべき原則は容易に特定することができ、再検討を必要としない。

#### 注意義務の存在に向かう要因

注意義務の承認を認めたりあるいは認めないかなりの要因が存在することは、驚くことではない。荷主側弁護人は、注意義務が存在するか否かという法的問題を除いて、荷主の訴訟原因のすべての要素は満たされていると想定されなければならない、と強調した。とりわけ、彼は、損害を受けた船舶の検査を行う際の、あるいは、勧告をなす際の検査官の不注意がその船舶に実際に積まれている船荷を有形的損害の危険にさらしそうであることが予見可能であったと想定されている、と強調した。予定されていた航海に関してその船舶の安全性に懸念があったからこそ、検査官がよばれたのだ。しかし、正に同一の危険が航海中の船体と船荷に影響を与えたのである。荷主側弁護人は、本件状況下では、そして、特に、検査官が不注意にその専門職としてのサービスを行う際に積み荷が船上にあった事実にかんがみ、近接性の要素は満たされる、と主張した。彼は、荷主に対する注意義務を船級協会に課することが公正で、正当で、合理的であるかの問題に目を向け、船主と荷主との間の契約も船主と船級協会との間の契約も、法的な注意義務を認めないように作用するものではない、と述べた。荷主のような第三者は船級協会の勧告に対して実際に信頼を置いていることが知られていることを考えると、本件においては、法的な注意義務を認めることは公正で、正当で、合理的である、と彼は主張した。同弁護人は選択的に、海商における第三者により船級協会の勧告に対して置かれている信頼は、船荷が船上にある間に検査が行われる場合には、船級協会による荷主に対する責任の引受の推定の根拠となる、と主張した。最後に、彼は、このような事件において注意義務を認めることは海上の生命、船舶および船荷の安全を促進するものである、と述べた。これらのすべてが要因および主張は関連があり、最終的な判断の際には考慮に入れられなければならない。

#### 他の重要な要因

ここで必要なことは、本件を正しく観るためにいくつかの他の要因を検討し、それらの要因のうち注意義務を認めない方向に作用するものがあるか否か

を検討することである。便宜上、それらの要因は六つの項目の下で検討される。すなわち、(a)検査官の不注意が直接的な有形的損害を生じさせたか、(b)荷主は検査官の勧告に信頼したか、(c)船主と荷主との契約の効果、(d)船級協会と船主との契約の効果、(e)日本海事協会の地位と役割、(f)注意義務の認識を否定しうる政策要因である。これらの点を検討した後で初めて、近接性の要素および義務を課することが公正で、正当で、合理的であるかの問題に対して直接に取り扱うことが可能となろう。

#### (a) 直接的な有形的損害か

荷主側弁護人は、本件は直接的な有形的損失を被らせるものであった、と主張した。一見、直接性の争点は実体というよりも用語法の問題のように思われるかもしれない。実際は、それは重要な要因である。法は、間接的に被った有形的損失に対してよりも、より容易に直接的に被った有形的損失に対して訴えうる過失の結果を結び付ける。例えば、日本海事協会の検査官が可燃性の船荷を収めることが知られている船室に火のついているタバコを不注意に落とし、それが爆発を引き起こし船と船荷を失わしめたなら、船級協会は注意義務に違反したという主張は説得力のある主張であったかもしれない。それは直接的に被る有形的損失の典型例であろう。荷主側弁護人は、本院に対して、*Clay v. A. J. Crump & Sons Ltd.* [1964] 1 Q. B. 533事件判決を、本件では関連ある意味において損失を直接加えられたという主張を支持するために、引き合いに出した。その事件では、建築技師が取り壊し業者に対して壁はたてたままで安全である旨を保証した。取り壊し業者はこの助言に従って行動した。壁が作業員の上に崩れ落ちた。作業員は建築技師を不法行為で訴えた。建築技師は作業員に対して注意義務を負っていると判示された。建築技師は壁を危険な状態のままにしておいたことに対して、第一次的な責任があった。本件では、船主が堪航能力のある状態での船舶の航行に対して第一次的な責任があった。日本海事協会の役割は補完的なものであった。私の意見では、日本海事協会の検査官の不注意は関連ある意味において有形的損害を直接的に被らせるものではなかった。これは決して一般的な問に対する答えをなすものではない。しかし、それは本件の一側面に対する正しい見通しを示すものである。

#### (b) 信 頼

船荷を積んだ船の所有者のための検査の状況で、荷主と船級協会との直接のやり取りを思い浮かべることは可能であり、かかるやり取りには、*Henderson v. Merrett Syndicates Ltd.* [1995] 2 A. C. 145 事件判決において Goff 貴族院

裁判官が説明した（177E-178A, 194E-196F）意味において、責任の引受を生じさせるかもしれない。本件では、荷主と船級協会との間にいかなる接触もなかった。さらに、本件で Saville 控訴院裁判官が指摘したように、船舶を検査するために日本海事協会が呼ばれたことを荷主が認識していたということは主張されていなかった（[1994] 1 W. L. R. 1071, 1082B 参照）。荷主は単に、船舶の堪航能力を保ち船荷に注意を払うことに対して船舶の所有者を信頼していたにすぎない。Saville 控訴院裁判官（1082頁 C）および Balcombe 控訴院裁判官（1089頁 A）は、この点を近接性の必要な要素が欠けていることを示すために十分であるものと見做した。私は、この問題に対して異なったアプローチを採りたい。私の意見では、この点は必ずしも決定的ではないが、しかし、それは本件の主張を正しく観ることに貢献もする。

（c）船荷証券契約

Saville 控訴院裁判官の判決の第一で主要な理由は、船荷証券契約の条項の効果であった。同裁判官は1080頁で、

「ハーグ規則（およびそれにとって代わるハーグ-ウィスビー規則）は、船荷証券に基づく船の積み荷と船主との間に存在する権利および義務を調整する、国際的に認められている規準である。*Leigh and Silavan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd.* [1985] Q. B. 350事件判決で John Donaldson 記録長官裁判官が述べた（368頁）ように、その規則は、船荷証券に基づく物品の輸送に関する、責務および責任、権利および特権、回復しうる損害賠償額の制限、時効、証拠規定、免責および自由の入り組んだ混合物を作り出している。Gross 氏により出された主張は、国際的に認められ受け入れられている船主が負う義務に、それと同一またはほとんど同一の船級協会が負う義務を、それらの調整要因の何れも付けずに、付け加えることになろう。私は、それが正当か、公正か、あるいは、合理的な主張であるとは見做さない。」と述べた。Saville 裁判官は彼の判決のこの部分を次のように明示的に述べることで締めくくった（1081頁）。

「問題は、船級協会がその規則の範囲内か否かではなく、すべての状況を考慮してその規則が第一次的には船主に課している義務を、その規則や他の国際条約に含まれる利点を与えることなしに、船級協会に担わせることが正当で、公正で、合理的であるか否かである。」

この問題に、Saville 裁判官は（そして、Balcombe 裁判官は同意することです）、否定的に答えた。また、Mann 控訴院裁判官もこの点に関して実質的に

同意した。

Saville 裁判官の推論を突き崩そうとすることが荷主側弁護人の主たる仕事であった。同弁護人は、Saville 裁判官は荷主の船主に対する請求の制限がハーグ規則の下で生じることを明らかに前提にしていた、と指摘した。実際、かかる制限は……トン制限を理由に生じた。これは実質的な問題点ではない。トン制限は、検討中の主張を規律する国際的規準の一部である。それは、ハーグ規則に基づく制限と同様の関連性を有する。

荷主側弁護人は、より実質的な問題に移り、船主と荷主との間のハーグ規則における危険の配分は日本海事協会が荷主に対して注意義務を負っていたか否かという問題にとっては無関係である、と主張した。同弁護人は、ハーグ規則の条項に依拠する船荷証券契約および同規則の国際的性格は日本海事協会および荷主が占めている地位を説明する経緯の一断片にすぎない、と述べた。これらの主張のなかで、Gross 氏は、本院に対して P. F. Cane 氏の有益な論文である “The Liability of Classification Societies” [1994] L. M. C. L. Q. 363 を引き合いに出した。同氏は 373 頁で鋭く述べた。

「しかし、何故、船主と荷主との間の危険の配分が、荷主と船級協会との間のものとして強行されるべきなのか。そうすべきどのような有効な理由があるろうと、ハーグ規則が単に存在しているということはその理由の一つではないことは確かである。」

これは、控訴院の推論に対する説得力ある主張である。しかし、この問題には検討しなければならないさらなる側面がある。

船主と荷主との取引は、契約上の構造、ハーグ規則およびトン制限に基づいていたが、それらに国際的な取引の保険は依拠している (Dr. Malcolm Clarke, “Misdelivery and Time Bars” [1990] L. M. C. L. Q. 314)。その根底をなしているのが、船荷の二重もしくは重複保険の制度である。荷主は船荷に関して直接保険契約をする。船主は船荷に関する注意義務違反に関して責任危険保険契約をする。この保険制度は、荷主に対する船主の潜在的な責任はハーグ規則に基づき、そして、トン制限規定の効力により、制限されているという基礎の上に打ち立てられている。そして、船主により支払われる保険料は船主がさらされる危険に対するかかる制限を明らかに反映するものである。

もし本件において船級協会の荷主に対する注意義務が認められるなら、それは国際的な取引に対してかなりの効果を持つに違いない。Cane 氏は、その論文のなかで、そのような注意義務を課すことで生じそうである影響を以下のよ

うに記した（[1994] L. M. C. L. Q. 363, 375）。

「協会は、免責について船主と交渉できないのなら、適切な責任保険を購入することを強いられるであろう。協会が首尾よく荷主が被る損失に関して船主から免責を得られる範囲において、ハーグ（-ウィシビー）規則の下での荷主に対する船主の責任の制限が効果的に崩されるであろう。船主は荷主が被る損失に関する保険の範囲を広げる必要があるだろう。しかし、同時に、荷主は依然として、船級協会側の訴えうる過失から生じたものではない、ハーグ-ウィシビー規則による賠償制限を越える、損失に対して保険をかける必要があるであろう。少なくとも、船級協会が非契約上の責任から免責されるのであれば、船級協会は、第三者が船主から回復しえない損失に関して第三者自身が保険をかけるままで、確信を持って第三者の損失に関して保険をかけずにいられる。」

荷主側弁護人はこの分析に異を唱えた。説明によれば、船級協会は責任危険保険を常にかけている、と同弁護人は述べた。確かに、船級協会はすべての不法行為責任から全面的に免責されているわけではないので、その点は正しい。他方、本件において注意義務が存在すると判示されれば、荷主の請求に対して船級協会が潜在的にさらされる可能性は大きいであろう。このより大きな可能性は、船級協会が適切な責任危険保険を得る費用を増大させることに導きそうである。海事における船級協会の役割を考えると、船級協会はより高い費用を船主に転嫁しようとするであろう。さらに、適切な免責を与えることを船級協会が船主に求めるであろうことが、容易に予見できる。最終的には、船主が支払うことになる。

本件で注意義務を認めることの結果は、既存の制度の下で船主の保護を遍遇し荷主が周辺の当事者に対して不法行為上の回復を可能とさせることで、ハーグ規則およびハーグ-ウィシビー規則により、そしてまた、トン制限規定により作り出されたバランスを荷主が、そしてむしろ保険業者が突き崩すことを可能とするということであろう。これらの理由で、私は、国際的な取引制度は船級協会に対して荷主によりなされた不法行為上の主張を認めない方向に向ける、と判示したい。

（d）船級協会と船主との契約

日本海事協会のために出廷した Aikens 氏は、船主と船級協会との契約は主張されている注意義務を認めることに反対する要因でなければならない、と主張した。同弁護人は、*Pacific Associates Inc. v. Baxter* [1990] 1 Q. B. 993 事

件判決を引き合いに出した。同事件は、控訴院が建築業者、元請業者、下請業者、そして、供給者さえも加わる契約網が周辺の当事者に不法行為上の義務を課さない方向に向かわせると判示した事件であった。本件においては、船級協会はそのような契約網に含まれていなかった。

(e) 日本海事協会の地位と役割

被告が共同の福祉 (collective welfare) のために行為するという事実は、注意義務を課することが公正で、正当で、合理的であるか否かを検討する場合に、考慮に入れられなければならない問題である (*Hill v. Chief Constable of West Yorkshire* [1989] A. C. 53; *Elguzouli-Daf v. Commissioner of Police of the Metropolis* [1995] Q. B. 335)。そのような組織は不法行為において一般的な免責を得ていないとしても、かかる組織が侵害を受けた者に対して注意義務を負っているのか否か、そして、もし負っているなら、いかなる種類の場合に、すなわち、有形的侵害を直接被る場合だけなのか、あるいは、より幅広い理由で、義務を負うのかという問題が生じるかもしれない。

*W. Angliss and Co. (Australia) Proprietary Ltd. v. Peninsular and Oriental Steam Navigation Co.* [1927] 2 K. B. 456 事件判決で、Wright 第一審裁判官 (後に貴族院裁判官となる) ——海事法と実務に特別な専門的知識を有する偉大な裁判官——は462頁で、ロイズのような船級協会を「公的および準司法的地位を」占めていると述べた。この考えが繰り返されているのが、*Singh & Colinvaux, Shipowners (British Shipping Laws)* (1967)第13巻167—169頁パラグラフ391—394のなかに見い出すことができる。そこでは、編集者は、船級協会を公平な鑑定人および (仲裁人 (arbitrator) とは反対の) 判定人 (arbiter) と記している。これらの見解は、有益であるけれども、決定的ではない。今日では、船級協会を準司法的な機能を果たしていると述べる者はいないであろう。しかし、(その制定法上の義務を別として) 船級協会が公益のために行為していることは事実である。現実には、単に、日本海事協会は、——そして私は意図的に日本海事協会に関する証拠に立ち戻るが——共同の福祉、つまり海上での生命と船舶の安全を、促進するという唯一の目的のために設立され、その目的のために働く、独立した非営利組織であるにすぎないということである。他の船級協会と同様に、日本海事協会は、もしそれがなければ国家により果たされなければならないであろう役割を果たしている。そして、問題は、日本海事協会および他の船級協会は、もし、すでに船主を相手方とする契約上の請求権を有している荷主にとっての容易に代わりとなりうる目標と

されるなれ、船級協会の機能を有効に果たしうるか否か、ということである。私の判断では、船級協会は、その伝統的な役割に弊害をもたらす、より防御的な立場を採るであろうという懸念があるに違いない。

（f）政策要因

荷主側弁護人は、本件において注意義務が存在すると判断しても、それが日本海事協会および他の船級協会を不法行為上の請求に対して幅広い範囲の広がりですら危険を含むものではない、と主張した。それは非現実的な状況である。本件において義務が認められたら、かかる義務が、毎年の検査、ドック検査、中間検査、特別検査、および、ボイラー検査などにまで拡大すべきでない理由は存在しない。そして、日本海事協会が責任を負う可能性のある範囲は、日本海事協会が過去5年間に毎年平均で14,500件の検査をしているという事実によって示される。

現在、船主を相手取る船荷に関する請求の解決方法は比較的単純なものである。請求は二つの保険業者の間で解決される。請求が解決されなければ、それは仲裁か裁判手続で解決される。本件で船級協会と荷主との間に義務が存在すると判示されれば、船級協会は多くの事件における潜在的な被告となるであろう。一つ余計な保険が含まれることになる。解決の手続が、必然的に、より複雑で費用の掛かるものとなろう。仲裁手続および裁判手続はしばしば当事者の追加を伴うものである。そして、船級協会は運送契約の仲裁条項に拘束されないもので、しばしば、類似の争点が別個の手続で検討されなければならないであろう。そのような義務が認められるなら、船級協会は個別の検査を最も緊急に必要とする他ならぬ船舶を検査することをしばしば好まないかもしれないという危険が存在する。それはまた、人および資源を船級協会の第一の職務、すなわち、海上での生命および船舶を救うことから、そらすことにもなろう。これらの要因は、それだけでは、決して決定的ではない。しかし、本件を全体的に評価する際には、それら要因は検討に値する。

注意義務を課することが公正で、正当で、合理的か

控訴院判決における Mann 裁判官（[1994] 1 W. L. R. 1071, 1085 H）と同様に、私は、注意義務の存在のための要件を満たすのに十分な程度の近接性が本件にはある、と（決定はしないが）前提とする気がある。したがって、決定的な問題は、かかる義務を課することが公正で、正当で、合理的であるか否かである。私としては、荷主のためになされた要因および主張よりも、もし義務が

認められた場合の、上記パラグラフ(c), (e)および(f), すなわち、船主と荷主との交渉の回避、日本海事協会の公的役割に対する否定的効果、および、他の政策上の考慮事由の累積的效果のほうが決定的に重みを有しているということに得心している。要約としては、私は、関連する三当事者の観点から問題を観る。私の結論は、義務を認めることは、船級協会に責任を負わせる費用を最終的に負担しなければならない船主にとって、不公正で、正当でなく、合理的でなく、かかる結果は、国際的に合意がなされている契約上の構造に基づく船主と荷主との取引に矛盾する、というものである。義務を認めることはまた、船級協会にとっても、特に、船級協会が共同の福祉のために行為しており、また、船主とは違って、いかなる制限規定の利益も受けられないという理由で、不公正で、正当でなく、合理的でもないであろう。荷主の視点で問題をみると、現行の制度は荷主にハーグ規則またはハーグ-ウィシビー規則の保護を与えている。しかし、かかる保護は、それら規則に基づき、また、トン制限規定により、制限を受けている。現行の制度の下では、いかなる不足分も容易に保険をかけられる。私の判断では、注意義務を認めないことで、より少ない不正義がなされる。したがって、私は、本件において荷主側弁護人が示した主たる第一次的方法を退ける。

### 責任の引受

荷主は日本海事協会による船舶の検査を認識していなかったこと、および、荷主は単に船主の引受到に依拠していたにすぎないことを考えると、私の意見では、本件の事実関係を任意の責任の引受法理の最も広範な見解のなかにさえ組み込ませることは不可能である。

### 結 論

すでに示した理由により、私は上訴を棄却する。

(Keith 裁判官, Jauncey 裁判官および Browne-Wilkinson 裁判官は Steyn 裁判官の意見に同意)

### (2) Lloyd 裁判官の反対意見の結論

本件における最も優先される考慮事由は、我々が前提とすることを求められているように、荷主はその船荷に対して有形的な損害を被ったということであり、かかる損害は、使用者責任の通常原則に基づいて日本海事協会が責任を負う、Ducat 氏 [被告側検査官] の過失により引き起こされた。Anns v.

*Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728事件判決における Wilberforce 貴族院裁判官の著名な定式 (751頁) 以来、控訴院および貴族院の一連の重要な事件は「*Anns* 事件判決からの退却」を示し、*Murphy v. Brentwood District Council* [1991] A. C. 398 事件貴族院判決で最高点に達した。これら判決のほとんどすべては、有形的損害もしくは身体傷害を伴わない、経済的損失を理由とする損害賠償請求に関するものである。最も重要な例外が *The Hua Lien* [1991] 1 Lloyd's Rep. 309事件判決であった。同事件で Brandon 裁判官は、328頁で次のように述べた。

「しかしながら、本院の見解では、本件の基本的な特徴は訴えられている損害が、純粋に経済的損失ではなく、財産に対する通常の有形的損害である、ということである。したがって、本院に対して引き合いに出された純粋に経済的損失を理由とする請求に関する判決は本件には関連しない。」

近接性の概念、および、本件の特定の状況において被告に注意義務を課することが公正で、正当で、合理的であるべきであるという要件は、*Donoghue v. Stevenson* [1932] A. C. 562事件判決のなかで述べられた原則に純粋に経済的な損失を理由とする責任を含ませる手段として発展させられてきた。同時に、そして、反対方向への相対応する運動によって、貴族院は最近の二つの事件のなかで、*Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* [1964] A. C. 465事件で貴族院により詳述された責任の引受という原則に基づいて経済的損失を理由とする責任を再認識し、同事件を越え *Nocton v. Ashburton* [1914] A. C. 932事件判決に立ち戻った。本件ではそれらの困難の何れをも生じていない。我々は本件でネグリジェンス法を新しい領域のなかへと拡大することを求められてはいない。我々は漸増的な前進さえ求められてはいない。求められていることは *Donoghue v. Stevenson* 事件判決の単純な適用にすぎない。その根拠は、すでに *Haseldine v. C. A. Daw & Sons Ltd.* [1941] 2 K. B. 343事件、*Clay v. A. J. Crump & Sons Ltd.* [1964] Q. B. 533事件、*Voli v. Inglewood Shire Council* (1963) 110 C. L. R. 74 事件、および、*Muirhead v. Industrial Tank Specialities Ltd.* [1986] 507事件などの事件で描かれている。有形的損害の事件においては、近接性は非常にしばしば言うに及ばない。当事者間に注意義務を課することを、本件事実関係がそうであるように、事実関係が求めている場合、注意義務を課することが公正でなく、正当でなく、合理的でないという理由で注意義務を課することを拒むには、例外的な状況が求められる。さもなければ、ネグリジェンス法が何らの一貫した原則を持たない一連の孤立した判決

のなかに分解してしまう危険が存在し、*Anns* 事件判決からの退却は大敗走にかわるであろう。Aikens 氏の主張を最大限に考慮したが、私は、本件の事実関係に基づけば、ネグリジェンス法の通常のしっかりと確立した原則が効果を発揮すべきでない有効な理由を見い出せない。したがって、私としては本上訴を認容する。

## 第 2 解 説

### 1 本件貴族院判決の理論構造

本件最終上訴審では、訴訟手続上の先決事項に対する判断、すなわち、本件被告は損害賠償責任を生じさせうる注意義務を原告に対して負っていたか否かの問題の判断が求められた。かかる先決事項を決定するために前提とされた事実関係のうちとりわけ重要なのは、(1)原告は船荷に対する財産権を有していたという理由で、被告が注意義務を負っているならば、原告は被告を訴える立場にあること、(2)被告側検査官の不注意が船荷を有形的損害の危険にさらす可能性があったこと、(3)原告が被った損害が有形的損害であったこと、および、(4)かかる損害が被告側検査官の不注意の結果生じたこと、の四点である。したがって、本件は、上記の前提とされる事実の下で、被告側検査官の不注意が、法上、訴えうる過失 (actionable negligence) となるか否かであり、結局は、それは、船級協会は、法上、荷主に対して注意義務を負っているか否かの問題とされた。

多数意見のなかで主たる判決を述べた Steyn 裁判官がこの問題に対する判断を下す際に採ったアプローチは、先ず最初に、何が注意義務の存否の判断基準の構成要素であるべきかを検討し、そしてその後に、本件において前提とされている事実関係に基づき、かかる構成要素の要件が満たされているか否かを判断する、というものであった。すなわち、第一に、有形的損害を理由に請求がなされている場合の責任の判断基準は損害の予見可能性だけで足りるのか否かの検討を行った。これに対する Steyn 裁判官の結論は、Saville 控訴院裁判官の意見を引用し、原告が被った損害の性質がどのようなものであれ、損害の予見可能性および当事者間の近接性という要素と同時に、注意義務を課すことが公正で、正当で、合理的であることを考慮することがあらゆる事件において重要である、というものであった。つまり、Steyn 裁判官は、本件における損

害が有形的損害であるということが前提とされているので注意義務を課するための必要な要件は損害の予見可能性だけであるという原告側弁護人の主張を退け、損害の予見可能性以外の要素も考慮に入れる必要があると判示した。そこで、同裁判官は、注意義務の存在を認める方向に向かう要因と注意義務の存在を認めない方向に向かう要因を検討する。まず、注意義務の存在を認める方向に向かう要素として原告側弁護人により主張された以下の諸点は、最終的な判断をする際に考慮に入れなければならない関連あるものとした。すなわち、被告側検査官の過失が現に積まれている船荷を有形的損害の危険にさらすことに至るという予見可能性、被告側検査官が検査のためによばれた時に船荷が積まれていたことから認められると主張される当事者間の近接性、そして、荷主が船級協会の勧告に信頼を置いていることが知られているという理由から船級協会に義務を課することは公正で、正当で、合理的であること、あるいは、同じ理由から船級協会の責任の引受が推定されること、そして、義務を課することで海上での安全が促進されることの諸点である。しかし、Steyn 裁判官はこれらの点に加えて、争点を正しく判断するためにはさらに以下の六つの重要な要因を検討する必要があると考えた。すなわち、(a)被告側検査官の不注意が直接的な有形的損害を引き起こしたのか、(b)荷主は検査官の勧告に信頼を置いたといえるか、(c)船主と荷主との間にある契約の効果、(d)船級協会と船主との間にある契約の効果、(e)日本海事協会が占めている地位とその役割、(f)注意義務を認めない方向に向かうと主張されている政策上の要因、である。

上記六つの要因のうち、Steyn 裁判官は、(a)に関しては、船舶を堪航能力のある状態で航行する責任は第一次的には船主が負っているので、被告の不注意が有形的損害を直接引き起こしたものではないと判断し、(b)に関しては、原告と被告とは接触しておらず、また、原告は被告が船舶に対する臨時の検査をしたことを認識していなかったので、原告が被告の検査に対して信頼を置いたとはいえないとし、(c)に関しては、船主と荷主との間にある船荷証券契約の下では様々な国際的条約により作り出されているバランスが保たれているが、本件で被告に責任を課することはかかるバランスを崩すことになるので、そのことにより原告の被告に対する請求は認めにくいものとなるし、(e)に関しては、船級協会に義務を課することは公益、つまり、海上の安全という共同の福祉のために活動している船級協会の機能に弊害をもたらすことになると考え、(f)に関しては、本件において注意義務の存在が認められるなら、注意義務の存在範囲は船級協会のすべての検査についても及びうるもので、そのことにより、船荷に関

する既存の比較的単純な船主を相手方とする請求の解決方法にもう一つの当事者を付け加えることとなり、解決の手續が複雑で費用の掛かるものとなり、また、そのことは船級協会の本来の職務を妨げることになりうると考えた。

このように、Steyn 裁判官はこれらの要因は何れも注意義務の存在を否定する方向に向かわせるものであると判断したが、それらの要因の一つだけの理由で注意義務の存在が否定されるとは考えなかった。そこで、Steyn 裁判官は、損害の予見可能性と当事者間の近接性の二つの要件は満たされていることを前提としていたので、本件において被告に義務を課すことが公正で、正当で、合理的であるか否かの問題に対して、原告側がなした主張よりも、注意義務の存在を認めない方向に向かう要因、特に上記の(c)、(e)および(f)の要因に重きを置き、原告の請求を退ける結論に至った。

## 2 評 釈<sup>(1)</sup>

### (1) Pete Cane の評釈<sup>(2)</sup>

Cane は、貴族院判決の多数意見と少数意見はそれぞれ不法行為に対する二つの相競合するアプローチを示すものであるとして、本判決に評釈を加える。Cane は不法行為法の二つの見解を以下のように説明する。不法行為法が担う一つの役割は、その機能を損害の発生原因の一身上の責任 (personal responsibility) の原則に従った損失の配分にあるとする。これによれば、不法行為法は、不正 (wrong) をただし、損失に対し補償を与え、ある種の受け入れ難い行為を抑止する点で、積極的な役割を担っていると同時に、損害を被ることから自分自身を守る責任の範囲をも示す役割を担っている。この見解に基づけば、不法行為法は侵害者と被侵害者との相互関連 (interaction) に焦点をあてる。この見解の中心にあるものは、不法行為法は第一次的には個人間の相互関連と一方当事者の行為と他方当事者の福利との間の因果関係に関わるという考え方である。Cane はこの見解を「不法行為法の相互関連見解」と呼ぶ。

(1) 以下に示す三編の評釈の他に本件に関連するものとして、Peter Cane, "The Liability of Classification Societies" [1994] L. M. C. L. Q. 363 (控訴院判決), Tim Kaye, "Acts speak Louder than Statements, or Nine into One Will Go" (1995) 58 M. L. R. 574 (控訴院判決), Tan Keng Feng, "Of Duty" (1996) 112 L. Q. R. 209 (貴族院判決) 参照。

(2) Pete Cane, "Classification Societies, Cargo Owners and the Basis of Tort Liability" [1995] L. M. C. L. Q. 433.

これに対して、もう一方の見方は、不法行為法がより消極的な機能を有しているとみる。つまり、不法行為法は、ある一定の行為に従事している当事者間での侵害および損失の危険の配分を確保する役割を担っている。この見解に基づく、不法行為責任を課すか否かの問題は、侵害者および被侵害者の相対的な立場の「正悪」によるのではなく、被侵害者の損失を侵害者に移転することがそのような損失を社会のなかに配分する方法を向上させるか否かにかかっている。この見解にとって重要なのは、侵害者と被侵害者との相互関連ではなく、両当事者の相互関連が一部分を構成しているより幅広い行為との関係、および、その行為に対する影響である。したがって、この見解に基づく、行為に付随する危険がいかに最高に処理されうかが究極的な問題となる。Caneはこの見解を「不法行為法の危険処理（risk management）見解」と呼ぶ。相互関連のアプローチは侵害者と被侵害者との過去の関係に振り返り目を向けるが、危険処理見解は侵害者と被侵害者との過去の関係から導かれるものに、両当事者が関わった行為の将来の指針のために、関わる。

Caneは、以上のように概観される二つの見解が不法行為上の請求に関わるまったく異なる二つの方法の根本的特性であるとする。これら二つの見解のうち、Caneは、少数意見を述べたLloyd裁判官は相互関連的なアプローチを採った、とする。その理由として、Lloyd裁判官は侵害を受けた荷主に対する船主の契約上の責任制限は侵害者と被侵害者との相互関連から生じる侵害者の不法行為責任とは無関係であると考えていること、および、不法行為法は、契約法のすき間で機能するものではなく、責任の一般的な領域を提供するものであるとするLloyd裁判官の見解、をあげる。そしてさらに、Lloyd裁判官が被告側の過失と原告側の損失との間に明白で直接的な因果関係が存在したことを強調したこと、を指摘する。

他方、Caneは、多数意見のSteyn裁判官は危険処理的アプローチを採った、とする。その理由としてCaneは、Steyn裁判官が以下の点に注目していることをあげる。すなわち、イギリスおよび外国において船級協会を相手方とする請求が認められたことがない事実、船級協会が公的な規制機能を果たしていること、法的責任を恐れて船級協会の機能に不当に制約が加えられてはならないこと、船級協会に課せられる責任の費用は最終的には船主が負担すること、そして、そのことは船主と荷主との関係を規律する契約上の責任制限をなし崩しにすること、である。このように、Steyn裁判官は明らかに本件を被侵害者である荷主と侵害者である船級協会との相互関連からではなく、主たる三

つの行為者グループ、すなわち、船級協会、船主および荷主の観点から検討した、と Cane は分析する。

この最後の点こそ、相互関連の見解と危険处理的見解との相違を最も鋭く映し出しているとする。すなわち、相互関連見解は不法行為法を侵害者と被侵害者との二極間の関係に関わるものとするのに対して、Steyn 裁判官の主たる関心は、船級協会に対して責任を課すことで第三者に対して及ぼしうる影響であったことを指摘する。

次に Cane は、不法行為法の二つのアプローチの意義を評価する。二つのアプローチは個人のイデオロギー上の好みの問題であるかもしれないとしても、相互関連見解のほうが危険処理見解よりも不法行為法の問題構造に一致しているとする。その理由として Cane は、不法行為法の準則および原則は損害の発生原因に対する個々の責任体系を確立するものであり、もし侵害者と被侵害者との一身上の責任に関係しない、例えば保険の可能性であるとか第三者に与える責任の影響といった要因に大きな重みが置かれるなら、かかる責任体系は突き崩され、また、補償機能としては不法行為法は大変に非効率的であり、もし合理的な危険処理が目的であれば、不法行為法はそれを達成する手段として適切ではなく、個々の責任が指針となる原則であれば、保険市場の状況や第三者に対する不法行為責任の影響は無関係であること、を指摘する。

以上の分析から Cane は、不法行為法の概念的構造に対する一貫性の点で、少数意見で示された Lloyd 裁判官のアプローチのほうが Steyn 裁判官のよりも好ましいと評価し、また、結論においても Lloyd 裁判官を支持した。しかし、かかる見解が少数派である可能性から、Cane は、被告船級協会を支持する判断が不法行為法に対する相互関連見解と一致するように合理的に説明できる方法がないかを検討する。その一つの可能性として、被告が「周辺の当事者」、すなわち、原告の損失への関わり方がそれほど重要でないので、その者に義務を課すことで将来同様の行為を差し控えさせることに法が関心を抱かない当事者である、と主張することができるのではないかと考える。しかし、Steyn 裁判官はこの考え方に明らかに影響を受けているが、それには副次的な重みしか与えていないとする。本判決を相互関連見解で合理化するもう一つの方法は、原告は自身を守るさらなる手段を取るべきであった、と主張することかもしれないと指摘する。つまり、相互関連的なアプローチは、単に侵害者の一身上の責任にのみ関わるのではなく、犠牲者となりうる者が自身を守るために合理的な手段を取る一身上の責任にも関わるからである。

そこで Cane は、本件原告は何から自身を守らなければならなかったのか、と自問し、その間に対して二つの答えを出す。すなわち、その答えとは「財産に対する損害」と「経済的損失」である。もし財産損害から自身を守らなければならないとされるなら、原告は合理的な手段を取らなかったということは困難であるように思われるとする。Cane はその理由として、原告は船舶が損害を受けたこと、その損害の修理が不適切であったこと、被告の検査官が呼ばれたこと、または、検査官が不適切な修理を承認したことを知っていた、もしくは、知るべきであったということは困難であること、さらに、原告は、船舶が損害を受けたり、不適切な修理がなされたり、堪航能力のない状態で出航することを妨げることができたとか妨げるべきであったとはいえないこと、をあげている。

そこで次に、原告の損失を経済的であると考えた場合を検討する。この見方は、伝統的な見方ではないが、少なくとも商業上の財産に関しては、財産の破損に対する損害を経済的な損失と扱うことを支持する十分な主張が存在することから、可能性があるとする。それでは、原告は経済的損失を被らないために合理的な手段を取らなかったといえるか。ある範囲においては、船主との契約により守られる。かかる契約の下で得られる額を差し引いた経済的損失を被らないために原告は何かできたか。この間に対してはさらに次の二つの間がなされる。原告は、船主との交渉で、船荷の安全に対する全責任を船主に負わせることができるか。あるいは、原告は、船級協会との交渉で、適切な注意を払わせることができるか。以上の三つの選択肢のなかで最初のものだけが現実的であったであろう、と Cane は考えるが、Steyn 裁判官はこの問題を考慮しなかったのがどのような結論に達したかは明確ではないとする。

Cane は、この問題を扱う別のより単純なやり方としては、原告は業務中であつたので原告が交渉により求める保護のレベルは商業上最も望ましいレベルの保護を法は前提とすべきであると主張することである、と指摘する。この前提が反論されうるなら、可能であればより多くの保護を求めたが市場の都合でそうできなかったことを立証する道が原告には開け、そして、もしその前提が反論されえないのであれば、それは、商業上の荷主は輸送中の積み荷の破壊となる過失を理由に不法行為上第三者を訴えることはできないという法準則となるとする。そして、ビジネスと消費者との区別はある法の領域ではすでに十分に確立されているので、この考え方が Steyn 裁判官のよりも本件の判断のより良い根拠となるかもしれないとする。

最後に Cane は、本件判決をどのように評価しようと、判決の明快さと知的力強さを賞賛し、イギリスの不法行為法のさらなる発展に十分に寄与するものであるとする。

## (2) Richard Mullender の評釈<sup>(3)</sup>

Mullender は先ず、ごく最近までは、貴族院のネグリジェンスに関する判決を *Anns* 事件判決<sup>(4)</sup>および *Wiberforce* 裁判官の注意義務に関する二段階の基準からの「退却」と捉えてきたが、現在では、たとえば *Spring* 事件判決<sup>(5)</sup>および *White* 事件判決<sup>(6)</sup>にみられるように、*Anns* 事件判決への回帰を示唆するアプローチが採られるようになってきているという一般的傾向を指摘する。その上で、*Marc Rich* 事件貴族院判決は *Anns* 事件判決への回帰を示すさらなる標であるとし、かかる *Anns* 事件判決型の判断への復帰は、「ネグリジェンスの範疇は決して閉ざされていない<sup>(7)</sup>」という原則に効力を与える点で、歓迎されんとするが、注意義務に関する *Anns* 事件判決の基準の第二段階を構成する比較衡量は、正義の観点から責任が認められる場合でさえも、損害賠償を排除する場合があるという点で、無条件の歓迎はできないとする。

貴族院が原告の請求を退けたにもかかわらず、本件判決が *Anns* への回帰を示すものであるとする理由として、Mullender は以下の三点を指摘する。第一の理由として、Steyn 裁判官は本件で引用された事件は何れも「判決のための跳躍台として使われるための現実的な類似性」を示すものでないことを認めながらも、事件の審理をした点をあげる。つまり、そのような手法を Steyn 裁判官が採ったことは、かつての貴族院が *Anns* 事件判決型の手法から退却するなかで執拗に採ってきた「法は、確立されたカテゴリーとの類推で……新しいカテゴリーを発展させるべきであることが……好ましい<sup>(8)</sup>」という見解からの離脱を示すものであるからであるとする。そしてかかる離脱は、「[新しい

(3) Richard Mullender, “Negligence, the Pursuit of Justice and the House of Lords” (1996) 4 Tort L. Rev. 9.

(4) *Anns v. Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728.

(5) *Spring v. Guardian Assurance Plc.* [1995] 2 A. C. 296. 同事件に関しては、拙稿「イギリスにおけるネグリジェンス法の新たな展開」『コモン・ローの機能と法典化』311頁以下(1996, 敬文堂)参照。

(6) *White v. Jones* [1995] 2 A. C. 207.

(7) *Donoghue V. Stevenson* [1932] A. C. 562 at 619 per Lord Macmillan.

(8) *Sutherland Shire Council v. Heyman* (1985) 60 A. L. R. 1 at 43 - 44 per Brennan.

請求の] 事実関係を注意義務が存在すると判示されてきた以前の状況の事実関係のなかに持ち込む必要はない<sup>(9)</sup>」という Wilberforce 裁判官の *Anns* 事件判決における発言を思い起こさせる点で意味があるとする。

第二の理由は、多数意見の Steyn 裁判官も唯一の反対意見の Lloyd 裁判官も *Caparo* 事件<sup>(10)</sup>において Brigde 貴族院裁判官によって示された注意義務に関する三つの部分からなる基準<sup>(11)</sup>を用いたが、両裁判官は合理的予見可能性と近接性の要件が満たされていることを受け入れているので、事実上、一応の (*prima facie*) 注意義務の存在を認め、その上でかかる義務を支持する主張と支持しない主張とを比較衡量しているので、両裁判官のアプローチは *Anns* 事件判決の基準を喚起させる、というものである。

第三の理由として示されたのは、Steyn および Lloyd 両裁判官が行った責任を認めたり認めない方向に向かう諸要因の検討は注意義務の問題に対する Wilberforce 裁判官のアプローチの特質を感じさせるほどのあからさまさがある、ということである。

このように、比較衡量が目を見張らせるほどあからさまに行われているが、Steyn 裁判官の場合には、合理的予見可能性と近接性の要件が満たされうることが前提とされているのにかかる比較衡量により損害賠償が妨げられるので、比較衡量が正義の否定になると主張することができる、と Mullender は考える。

その理由として Mullender は以下のことを指摘する。本件における原告のような立場にある者は、ネグリジェンス法は不正に侵害を受けた当事者に補償を与えることに主たる関心があり、侵害が不正であるか否かの問題は「合理的予見可能性」と「近接性」という基準で判断されうると主張できる。したがって、原告の主張を認めることは利益よりもより多くの費用を生み出すと判断する比較衡量を根拠に、原告の請求を退けることは、不正に侵害を受けた犠牲者に補償を与えないままにするという結果を生じ、したがって、同様の事件は同様に扱うべきだという正義の原則からの離脱を含むという点で、正義の否定であると主張できる。

Mullender はこのように分析したうえで、本判決を *Anns* 事件判決およびネグリジェンスの範疇は決して閉ざされていないという原則に向けてさらに一

---

(9) [1978] A. C. 728 at 751.

(10) *Caparo Industries Plc. v. Dickman* [1990] 2 A. C. 605.

(11) [1990] 2 A. C. 605 at 618.

歩立ち戻ったものと解釈しうるし、このような展開は、それが新しい請求に対する道をより容易に開くものであるという点で誉めたたえられるべきであるとする一方で、*Anns* 型の判断の特徴であるあからさまな比較衡量は、ネグリエンスの領域で、正義の追求は費用—利益論との妥協を生むという場合がありうる、とする。そこで、*Anns* 事件への回帰から比較衡量部分の精緻化に進むのが次に貴族院が辿る道であるといえるかもしれないが、その際の指針を、責任を認めない方向に向かう主張が単なる当て推量である場合にかかる主張に決定的な重みを置くべきではないという Lloyd 裁判官の反対意見に見出しうる、とする。

### (3) Ken Oliphant の評釈<sup>(12)</sup>

Oliphant は、Steyn 裁判官の意見に対して三つの点からコメントをしている。第一の点は、Steyn 裁判官が控訴院の Saville 裁判官の判決を支持し、有形的損害を理由とする事件であっても、注意義務の存否を判断する際には、近接性と義務を課すことの公正性、正当性および合理性が求められると判示した点である。Oliphant は、Steyn 裁判官がそのように判示したからといって、それが経済的損失を理由とする事件と有形的損害を理由とする事件における注意義務に関する同質性を示すものではなく、それは原告となる者が求められるハードルの高さの違いであり、そして、一般的にはそのハードルは有形的損害の事件よりも経済的損失の事件におけるほうが高くなるであろうと分析する。

Oliphant がコメントした第二の点は、Steyn 裁判官の近接性との関連における責任の引受の問題の扱い方である。Steyn 裁判官は近接性が存在したことを（決定はしないが）前提とする一方で、本件の決定的な問題は義務を課することが公正で、正当で、合理的であるか否かの問題であるとした。Steyn 裁判官は、被告は原告による船舶の検査を知らなかったので、原告に対する被告の信頼はありえないという理由で、責任の引受の主張を退けた。しかし、これは、*White v. Jones* [1995] 2 A. C. 207 事件におけるように、この種の信頼が存在しない場合でも任意の責任の引受が生じるう場合があることを見逃すものであり、この点に関する Steyn 裁判官に意見はせいぜい不注意な傍論であると、Oliphant は厳しく批判する。

第三のコメントは、注意義務を課することが公正で、正当で、合理的であるか否かを判断する際に Steyn 裁判官が政策上の諸要因を検討したことに対する

(12) Ken Oliphant, "Negligence Liability and the International Trade System" (1996) *Current Legal Problem* 1996, Part 1, 56.

ものである。Oliphant は、Steyn 裁判官のこの点に関するアプローチを一般的には賞賛に値すると評価しつつも、政策上の諸要因の分析のなかには以下に示すような難点を指摘することができるとする。すなわち、まず、Steyn 裁判官は荷主と船級協会とを繋げる契約上の鎖が下着の製造業者とそれを着る者とを繋げる契約上の鎖<sup>(13)</sup>とどうして異なるのかについて適切な説明をしておらず、また、船級協会に対して責任を課することが船級協会の重要な機能の行使に悪影響を与えることを証明する証拠も存在しないとする。

以上の三点に関してコメントした後で、Oliphant は、本判決は結論として正しいものであると評価し、その理由を以下のように説明する。つまり、国際的な取引社会は、当事者が不当な障害を加えられることなく共通の条件の上で交渉をし、当事者自身が自分の利益を守るべき社会であるからである。そして、本判決が、ネグリジェンスという不法行為における商取引を対象とする場合と消費者を対象とする場合との間の重要な相違に関する、大きくなりつつある認識を示す証拠となり、本判決の意義は、当事者の立場が損失の性質よりも重要であることを本件が示しているということかもしれないと考える。Oliphant は、最後に、以上のように考えると、商取引の事件で顕著なネグリジェンス責任に対する制限的なアプローチが、問題となる損失が純粋に経済的な場合でさえも、消費者を含む事件に果たして適切なのか否かが問題となると指摘する。

### 3 本判決が与える今後への影響

(1) 本判決の判決理由の少なくとも一部分を構成すると思われる点は、注意義務の存否を判断する際には、原告の請求の根拠であると主張される損害が有形的損害であっても、被告に注意義務を課することが公正で、正当で、合理的であるか否かを考慮に入れなければならない、というものである。確かに、原告の請求の根拠であると主張される損害が有形的損害で、注意義務の存在が明白なために、注意義務を被告に課することが、損害の予見可能性だけで、あるいは、近接性の要件を満たすことで、可能となりうる場合もあるだろう。しかし、本件において、被告に注意義務を課するためには公正性、正当性、合理性を満たさなければならないと判示されたのは、本件の被告が、Cane もその評釈のなかで示唆しているように、周辺の当事者<sup>(14)</sup>であったからとも思われる。

(13) *Grant v. Australian Knitting Mills* [1936] A. C. 85 参照。

(14) 周辺の当事者に関しては、Jane Stapleton, “Duty of Care: Peripheral

(2) また、本判決における判決理由が(1)で示したように政策上の考慮事由の検討を求めるものであれば、それは、Mullender もその評釈のなかで明言しているように、*Anns* 事件判決において Wilberforce 裁判官により述べられた二段階のアプローチとの共通性を示すものであると思われる。そうであるなら、1980年代後半から1990年代初頭にかけて強まっていった注意義務の存否に関する一般的判断基準に対する抵抗<sup>(15)</sup>とは逆に、かかる一般的判断基準に立ち戻ったとまではいえないまでも、その方向に向けて大きく進んだということができよう。このことは、やはり Mullender も指摘しているように、多数意見を述べた Steyn 裁判官が、船級協会を相手取る請求はイギリスのみならず諸外国においても認められていないと認識しながら、過去の類似の事件との類推の上での漸増的なアプローチで争点を判断せずに、政策上の考慮事由を検討することで注意義務の存否を判断したことからも裏付けられると思われる。

(3) 本事件においては、例えば *Murphy v. Brentwood District Council* [1991] 1 A. C. 398 事件貴族院判決で強く主張されたような、不法行為法上の救済範囲を狭めると考えられる漸増的なアプローチを採らずに、幅広い範囲での救済を可能とするといわれる注意義務の存否に関する一般的判断基準に類似するアプローチを用い、さらに、請求の原因と主張されている損害が有形的損害にもかかわらず、原告の請求が認められなかった一つの原因は、Cane および Oliphant が各々の評釈のなかで分析しているように、本件がビジネス界での商取引に関する事件であったからと思われる。すなわち、損害を受けた財産が商取引上の財産であったために、損害が有形的であるという損害の性質はほとんど無関係なものと考えられる<sup>(16)</sup>。

---

Parties and Alternative Opportunities for Deterrence” (1995) 111 L. Q. R. 301 参照。

- (15) この間の状況に関しては、早稲田大学英米判例研究会「ネグリジェンスにおける注意義務の存否の決定—アンズ事件判決における二段階の基準への疑問—」比較法学第25巻第1号75頁以下(1992)、同「ネグリジェンス法の動揺—マーフィー事件判決によるアンズ事件判決の否定—」比較法学第27巻第2号245頁以下(1994)、望月礼二郎「ネグリジェンスの構造・再論」社会科学研究第42巻第1号1頁以下(1990)、同「ネグリジェンスの構造・再論・補説」加藤一郎古稀記念『現代社会と民法の動向(上)』441頁以下(1992、有斐閣)、拙稿「ネグリジェンスにおける一般的傾向および制限的側面」早稲田法学会誌、第43巻237頁以下(1993)参照。

- (16) Pete Cane, *Tort Law and Economic Interests* (2nd. ed) at 201, (1996, Oxford University Press)

(4) 本判決を以上のように考察、分析すると、本判決は将来に向けて以下のような影響を与えうるものと思われる。先ず第一に指摘できる点は、損害が有形的であるとか経済的であるといった、損害の性質の相違に関係なく、注意義務の存否は、必要ならば、*Caparo Industries Plc. v. Dickman* [1990] 2 A. C. 605事件貴族院判決のなかでBridge裁判官により示された三段階のアプローチ、すなわち、損害の予見可能性、当事者間の接近性、および、義務を課すことが公正で、正当で、合理的であることという三段階のアプローチで判断されるということである。第二の点は、三段階のアプローチを用いるということでは、注意義務の存否の判断基準が一般的判断基準の性質を帯びるということである。このことは、本判決で原告の請求が退けられ、また、反対意見を述べたLloyd裁判官の「*Anns* 事件判決からの退却は大敗走にかわるであろう<sup>(17)</sup>」という意見にもかかわらず、*Murphy* 事件判決において *Anns* 事件判決を覆えした根底にある理由の一つと思われる、一般的判断基準を用いて注意義務の存否を判断することで注意義務の存在範囲が広がることに対する恐れに示されるように、ネグリジェンス法が新奇な請求に対して扉を開く余地があることを示すものであると思われる。第三の点は、本件において請求が退けられたことから示されるように、そして評釈のなかでも言及されているように、注意義務の存否を判断する際には、損害の性質と同様に、あるいは、それ以上に、当事者が占めている地位が重要性を有しているということである。

---

(17) [1996] 1 A. C. 211, at 230.